



答申第736号

平成31年2月12日

(印)

神戸市選挙管理委員会
委員長 井上考之様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成31年2月7日付け神選第695号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 兵庫県電子申請受付システムを利用して、市民から公職選挙における不在者投票用紙等のオンライン請求を受け付けることは、請求手続きに係る所要時間の短縮等、不在者投票における市民の利便性の向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- ・不在者投票事由（1号～6号）
- ・氏名
- ・生年月日
- ・選挙人名簿に登録されている住所
- ・投票用紙等の送付先住所の郵便番号
- ・投票用紙等の送付先住所
- ・電話番号